

## 年金収入の方の 確定申告書作成例



所得が「年金のみ」の方の場合の確定申告書作成の入力例を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

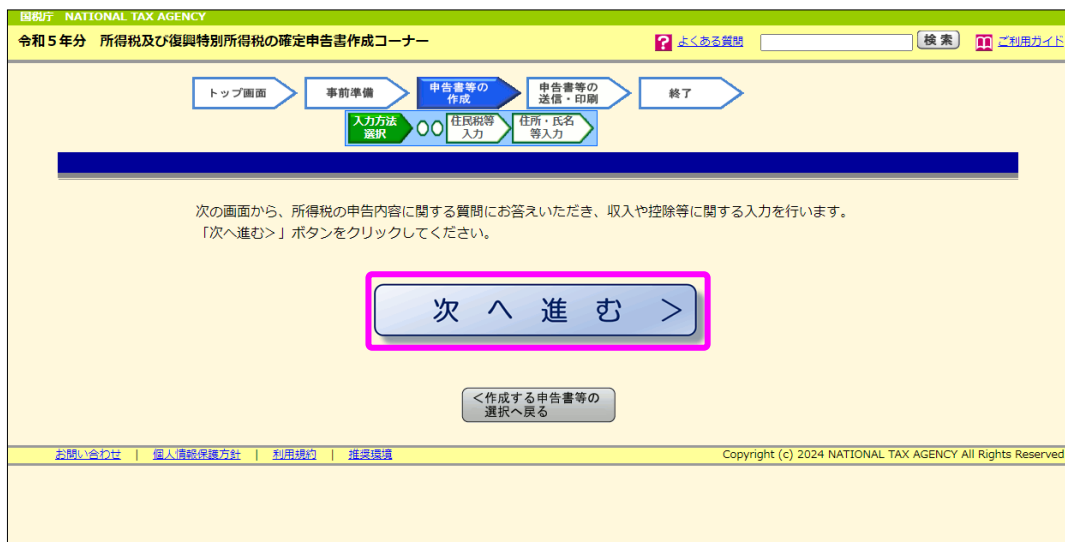
## 年金収入の方の確定申告書作成例

|        |  |    |
|--------|--|----|
| 1      | 作成開始   | 1  |
| 2      | 作成の流れ  | 2  |
| 3      | 作成前の確認・画面の案内・操作方法について                              | 3  |
| 3.1    | 「申告書の作成をはじめる前に」画面                                  | 3  |
| 3.2    | 画面の案内・操作方法   | 4  |
| 4      | 収入金額・所得金額の入力                                       | 6  |
| 4.1    | 「収入金額・所得金額の入力」画面                                   | 6  |
| 4.2    | 「公的年金等の入力」画面                                       | 7  |
| 4.3    | 「雑（その他）所得の入力」画面                                    | 8  |
| 5      | 所得控除の入力  | 9  |
| 5.1    | 「所得控除の入力」画面  | 9  |
| 6      | 税額控除・その他の項目の入力                                     | 10 |
| 6.1    | 「税額控除・その他の項目の入力」画面                                 | 10 |
| 7      | 計算結果確認   | 11 |
| 7.1    | 「計算結果確認」画面   | 11 |
| 8      | 住所・氏名等の入力  | 12 |
| 8.1    | 「財産債務調書、住民税等入力」画面                                  | 12 |
| 8.2    | 「住所・氏名等入力」画面                                       | 12 |
| 8.3    | 「マイナンバーの入力」画面                                      | 14 |
| 9      | 送信（e-Tax（マイナンバーカードをお持ちの方又は ID・パスワード方式）で<br>提出する場合） | 15 |
| 9.1    | 「送信前の申告内容確認」画面                                     | 15 |
| 9.2    | e-Tax での送信（マイナンバーカードをお持ちの方）                        | 17 |
| 9.2.1  | 「送信準備」画面   | 17 |
| 9.2.2  | 「確定申告書データの送信」画面                                    | 18 |
| 9.2.3  | 「確定申告書データの送信（送信確認）」画面                              | 18 |
| 9.2.4  | 「確定申告書データの送信（処理中）」画面                               | 19 |
| 9.2.5  | 「確定申告書データの送信（送信完了）」画面                              | 19 |
| 9.2.6  | 「送信結果の確認」画面  | 20 |
| 9.3    | e-Tax での送信（ID・パスワード方式）                             | 21 |
| 9.3.1  | 「送信準備」画面   | 21 |
| 9.3.2  | 「確定申告書等データの送信」画面                                   | 22 |
| 9.3.3  | 「送信結果（即時通知）の確認」画面                                  | 23 |
| 9.3.4  | 「受付結果（受信通知）の確認」画面                                  | 23 |
| 10     | 印刷・終了  | 24 |
| 10.1   | e-Tax（マイナンバーカードをお持ちの方又は ID・パスワード方式）で<br>提出する場合     | 24 |
| 10.1.1 | 「送信票兼送付書等印刷」画面                                     | 24 |
| 10.1.2 | 「申告書を送信した後の作業について」画面                               | 25 |
| 10.2   | 印刷して書面提出する場合                                       | 27 |
| 10.2.1 | 「申告書等印刷」画面   | 27 |
| 10.2.2 | 「申告書を印刷した後の作業について」画面                               | 29 |

# 年金収入の方の確定申告書作成例

## 1 作成開始

確定申告書等作成コーナートップ画面において、税務署への提出方法を選択し、「作成する申告書等の選択」画面で「所得税」を選択後、マイナンバーカードの認証等を完了すると、この画面に遷移しますので、「次へ進む>」ボタンをクリックします。



## 年金収入の方の確定申告書作成例

### 2 作成の流れ

年金収入の方の確定申告書の作成の流れは以下のとおりです。

#### 【作成の流れ】

| 画面の分類             | 操作等の内容                                      | 参照ページ |
|-------------------|---|-------|
| 1. 申告書の作成をはじめる前に  | 申告内容の入力を行う前に、所得の種類など申告する内容の確認や提出方法の選択を行います。 | 3     |
| 2. 収入金額・所得金額の入力   | 年金所得の内容を入力します。                              | 6     |
| 3. 所得控除の入力        | 所得控除の内容を入力します。<br>(例)医療費控除、寄附金控除 など         | 9     |
| 4. 税額控除・その他の項目の入力 | 税額控除の内容を入力します。<br>(例)住宅ローン控除 など             | 10    |
| 5. 計算結果確認         | 入力した内容に基づいて計算された税額等の確認を行います。                | 11    |
| 6. 住所・氏名等の入力      | 住所・氏名等の内容とマイナンバーを入力します。                     | 12    |
| 7. 送信             | 提出方法が e-Tax の場合の送信方法等です。                    | 15    |
| 8. 印刷・終了          | 提出した提出方法に応じた印刷及び作成後の確認事項を確認します。             | 24    |

# 年金収入の方の確定申告書作成例

## 3 作成前の確認・画面の案内・操作方法について

### 3.1 「申告書の作成をはじめる前に」画面

国税庁 令和5年分 所得税 確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

申告書の作成をはじめる前に

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

申告される方の生年月日

① 昭和 年 月 日  
入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

作成する確定申告書の提出方法

②  e-Taxにより税務署に提出する。  
 確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

申告内容に関する質問

③

| 質問   | 回答  |
|--|---|
| 給与以外に申告する収入はありますか？<br>年金収入がある場合は「はい」を選択してください。<br>退職収入がある場合は「はい」を選択してください。                           | <input checked="" type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/> |
| 税務署から青色申告の承認を受けていますか？<br>青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。 | <input type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>            |
| 税務署から予定納税額の通知を受けていますか？<br><input checked="" type="checkbox"/> <a href="#">予定納税についてはこちら</a>           | <input type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>            |

前に戻る ④

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「生年月日」を入力します。  
(これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。)
- ② 作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。  
(「税務署への提出方法の選択」画面で「印刷して提出」を選択している場合には、表示されません。)
- ③ 「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」をクリックします。
- ④ 全ての質問に回答した後、『次へ進む』ボタンをクリックします。

# 年金収入の方の確定申告書作成例

## 3.2 画面の案内・操作方法

確定申告書等作成コーナーの画面の案内・操作方法是以下のとおりです。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

※1 よくある質問

※2

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

マイナビバーカード

税額控除・その他の項目の入力

・ 予定納税の入力は「予定納税額」の入力画面から行ってください。入力漏れにご注意ください。

税額控除 (単位：円)

| 税額控除の種類             | 入力・訂正内容確認  | 入力有無 | 入力内容から計算した控除額<br>(※2から表示金額の説明を確認できます。) |
|---------------------|------------|------|--|
| 配当控除                |            |      |  |
| 投資税額等控除             | ※3 ※4 入力する |      |  |
| (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 | ※5 入力する    |      |  |
| 政庁等寄附金等特別控除         | 入力する       |      |  |
| 住宅耐震改修特別控除          |            |      |  |
| 住宅特定改修特別税額控除        | 入力する       |      |  |
| 認定住宅等新築等特別税額控除      |            |      |  |
| 災害減免額               | 入力する       |      |  |
| 外国税額控除等             | 入力する       |      |  |

その他の項目 (単位：円)

| 項目            | 入力・訂正内容確認 | 入力有無 | 入力内容等   |
|---------------|-----------|------|---|
| 予定納税額         | 入力する      |      | 前年の納税額が15万円以上の方などで、税務署から予定納税の通知書が送付された方は、入力漏れにご注意ください。<br>※ 源泉徴収税額ではありません。                            |
| 専従者控除額の合計額    | 入力する      |      |   |
| 平均課税対象金額      |           |      |   |
| 変動・臨時所得金額     | 入力する      |      |   |
| 本年分で差し引く繰越損失額 | 入力する      |      | 前年から繰り越された「上場株式等の繰越損失」又は「先物取引に係る損失」がある方は、「収入金額・所得金額の入力」画面の「株式等の繰越所得等」又は「先物取引に係る繰越所得等」の入力画面から入力してください。 |

※6 < 戻る 入力終了(次へ) >

※7 ※ 作成を中断する場合は、右の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。 ここまでの入力内容を保存する

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ※1 操作等でお分かりにならないことは、よくある質問の検索窓に文言等を入力すると、確定申告書等作成コーナーのよくある質問の中から操作方法等を確認することができます。
- ※2 各画面の上部に「画面の分類」が表示されており、現在、どの画面が表示されているか確認することができます。（「画面の分類」については2ページをご参照ください。）
- ※3 用語等がお分かりにならない場合は、「？」をクリックすると、用語等の説明を確認することができます。
- ※4 入力・訂正・内容確認の「入力する」ボタンをクリックすると、各項目の入力画面へ進みます。また、入力が終了した後は、「入力する」ボタンが「訂正・内容確認」ボタンに表示が変わりますので、訂正・内容確認を行う場合は、「訂正・内容確認」ボタンをクリックしてください。
- ※5 「入力内容から計算した控除額」欄に表示されている金額の計算方法を確認したい場合は、「？」をクリックすると、表示されている各種所得や所得控除等の計算式等が確認できます。

## 年金収入の方の確定申告書作成例

※6 各画面で入力が終わりに、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると、各画面での入力内容を反映し、次の画面へ進みます。

前の画面へ戻るときは、「<戻る」ボタンをクリックすると、各画面での入力内容を反映せず、前の画面に戻ります。

※7 作成を中断する場合は、「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックすると、現在までの入力内容を一時保存できます。一時保存したデータは、読み込んで作成を再開することができます。

なお、「ここまでの入力内容を保存する」ボタンは、「収入金額・所得金額の入力」画面、「所得控除の入力」画面、「税額控除・その他の項目の入力」等の画面に表示されています。

# 年金収入の方の確定申告書作成例

## 4 収入金額・所得金額の入力

### 4.1 「収入金額・所得金額の入力」画面

公的年金は、雑所得の公的年金等の「入力する」ボタンを、個人年金は、雑所得の業務・その他の「入力する」ボタンをクリックします。

公的年金等の「入力する」ボタンをクリックした場合は、7ページの「4.2 『公的年金等の入力』画面」へ、業務・その他の「入力する」ボタンをクリックした場合は、8ページの「4.3 『雑（その他）所得の入力』画面」へ進みます。

それぞれの収入金額・所得金額の入力が終わるとこの画面に戻りますので、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックし、9ページの「5.1 『所得控除の入力』画面」へ進みます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

マイナンバーカード

### 収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。  
❏をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得 (単位:円)

| 所得の種類         | 入力・訂正内容確認 | 入力有無 | 入力内容から計算した所得金額<br>(❏から表示金額の説明を確認できます。) |
|---------------|-----------|------|--|
| 事業所得(営業・農業) ❏ | 入力する      |      | ❏                                      |
| 不動産所得 ❏       | 入力する      |      | ❏                                      |
| 利子所得 ❏        | 入力する      |      | ❏                                      |
| 配当所得 ❏        | 入力する      |      | ❏                                      |
| 給与所得 ❏        | 入力する      |      | ❏                                      |
| 雑所得 ❏         | 公的年金等     | 入力する | ❏                                      |
|               | 業務        | 入力する |  |
|               | その他       | 入力する |  |
| 総合課税所得 ❏      | 入力する      |      | ❏                                      |
| 一時所得 ❏        | 入力する      |      | ❏                                      |
| 合計 ❏          |           |      | ❏                                      |

※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。

分離課税の所得 (単位:円)

| 所得の種類           | 入力・訂正内容確認 | 入力有無 | 入力内容から計算した所得金額<br>(❏から表示金額の説明を確認できます。) |
|-----------------|-----------|------|--|
| 土地建物等の譲渡所得 ❏    | 入力する      |      | ❏                                      |
| 株式等の譲渡所得等 ❏     | 入力する      |      | ❏                                      |
| 上場株式等に係る配当所得等 ❏ | 入力する      |      | ❏                                      |
| 先物取引に係る雑所得等 ❏   | 入力する      |      | ❏                                      |
| 退職所得 ❏          | 入力する      |      | ❏                                      |

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ)>

ここまでの入力内容を保存する

※ 作成を中断する場合は、上の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



# 年金収入の方の確定申告書作成例

## 4.2 「公的年金等の入力」画面

「入力する」ボタンをクリックすると、「公的年金等の入力」の見本画像が表示されるので、公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容を1件ずつ入力します。

引き続き別の公的年金等を入力する場合は、「続けてもう1件入力」ボタンをクリックします。

全ての内容の入力が終了した場合は、「入力内容の確認」ボタンをクリックすると、上段の画面に戻ります。入力した内容を確認し、「次へ進む」ボタンをクリックすると、「4.1 『収入金額・所得金額の入力』画面」に戻ります。

なお、入力した内容の訂正等を行う場合は、「操作」欄に表示されている「訂正」又は「削除」ボタンのうち該当するボタンを、別の公的年金を入力する場合は、「別の公的年金等を入力する」ボタンをそれぞれクリックします。



## 年金収入の方の確定申告書作成例

### 4.3 「雑（その他）所得の入力」画面

「入力する」ボタンをクリックし、個人年金に係る「年末支払証明書」等の内容を1件ずつ入力します。

引き続き別の個人年金を入力する場合は、「続けてもう1件入力」ボタンをクリックします。

全ての内容の入力が終了した場合は、「入力内容の確認」ボタンをクリックすると、上段の画面に戻ります。入力した内容を確認し、「次へ進む」ボタンをクリックすると、「4.1 『収入金額・所得金額の入力』画面」に戻ります。

なお、入力した内容の訂正等を行う場合は、「操作」欄に表示されている「訂正」又は「削除」ボタンのうち該当するボタンを、別の個人年金等を入力する場合は、「別の雑（その他）所得を入力する」ボタンをそれぞれクリックします。

| 項目 | 所得の生ずる場所又は法人番号 | 収入金額 | 源泉徴収税額     | 操作 |
|----|----------------|------|------------|----|
|    | 報酬などの支払者の氏名・名称 | 必要経費 | 未納付の源泉徴収税額 |    |

収入金額（年金の支払金額・年金の額）  
「賞戻金」や「支払利息」が記載されている場合は、合計額を入力してください。

必要経費

源泉徴収税額

未納付の源泉徴収税額

所得の生ずる場所又は法人番号（全角28文字以内）（ビル名等省略可）

報酬などの支払者の氏名・名称（全角28文字以内）

# 年金収入の方の確定申告書作成例

## 5 所得控除の入力

### 5.1 「所得控除の入力」画面

適用を受ける所得控除の「入力する」ボタンをクリックし、所得控除の内容を入力します。

適用を受ける全ての所得控除の入力が終了したら、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックし、10 ページの「6.1 『税額控除・その他の項目の入力』画面」へ進みます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面
事前準備
申告書等の作成
申告書等の送信・印刷
終了

入力方法選択
申告書の作成をはじめめる前に
取入金額・所得金額入力
所得控除入力
税額控除・その他の項目の入力
計算結果確認
住民税等入力
住所・氏名等入力

マイナンバーカード

**所得控除の入力**

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

- ・ ふるさと納税ワンストップ特例の運用に関する申請書を提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。
- ・ 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除
(単位: 円)

| 所得控除の種類<br>(各所得控除の概要はこちら) | 入力・訂正<br>内容確認 | 入力<br>有無 | 入力内容から計算した控除額<br>(?をクリックすると表示金額の解説を確認できます。) |
|---------------------------|---------------|----------|---|
| 雑損控除 ?                    | 入力する          |          | ? ?   |
| 医療費控除 ?                   | 入力する          |          | ? ?   |
| 社会保険料控除 ?                 | 入力する          |          | ? ?   |
| 小規模企業共済等掛金控除 ?            | 入力する          |          | ? ?   |
| 生命保険料控除 ?                 | 入力する          |          | ? ?   |
| 地震保険料控除 ?                 | 入力する          |          | ? ?   |
| 寄附金控除 ?                   | 入力する          |          | ? ?   |
| 寡婦・ひとり親控除 ?               | 入力する          |          | ? ?   |
| 勤労学生控除 ?                  | 入力する          |          | ? ?   |
| 障害者控除 ?                   | 入力する          |          | ? ?   |
| 配偶者控除 ?                   | 入力する          |          | ? ?   |
| 配偶者特別控除 ?                 |               |          |   |
| 扶養控除 ?                    | 入力する          |          | ? ?   |
| 基礎控除 ?                    |               |          | 480,000                                     |
| 合計                        |               |          |   |

※ 災害により住宅や家財に被害を受け、雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）について有利な方法を自動で判定し計算します。  
 ※ 支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最も少なくなるように自動で判定し計算します。

< 戻る
入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。
ここまでの入力内容を保存する

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境
Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

# 年金収入の方の確定申告書作成例

## 6 税額控除・その他の項目の入力

### 6.1 「税額控除・その他の項目の入力」画面

適用を受ける税額控除等の「入力する」ボタンをクリックし、税額控除等の内容を入力します。

適用を受ける全ての税額控除等の入力終了したら、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックし、11ページの「7.1 『計算結果確認』画面」へ進みます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめめる前に 収入金額・所得金額入力 所得控除入力 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

マイナンバーカード

### 税額控除・その他の項目の入力

・ 予定納税の入力は「予定納税額」の入力画面から行ってください。入力漏れにご注意ください。

税額控除 (単位:円)

| 税額控除の種類              | 入力・訂正内容確認 | 入力有無 | 入力内容から計算した控除額<br>(?から表示金額の説明を確認できます。) |
|----------------------|-----------|------|---------------------------------------|
| 配当控除 ?               |           |      |                                       |
| 投資税額等控除 ?            | 入力する      |      |                                       |
| (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 ? | 入力する      |      |                                       |
| 政党等寄附金等特別控除 ?        | 入力する      |      |                                       |
| 住宅耐震改修特別控除 ?         |           |      |                                       |
| 住宅特定改修特別税額控除 ?       | 入力する      |      |                                       |
| 認定住宅等新築等特別税額控除 ?     |           |      |                                       |
| 災害減免額 ?              | 入力する      |      |                                       |
| 外国税額控除等 ?            | 入力する      |      |                                       |

その他の項目 (単位:円)

| 項目              | 入力・訂正内容確認 | 入力有無 | 入力内容等  |
|-----------------|-----------|------|--|
| 予定納税額 ?         | 入力する      |      | 前年の納税額が15万円以上の方などで、税務署から予定納税の通知書が送付された方は、 <b>入力漏れにご注意ください。</b><br>※ 源泉徴収税額ではありません。                   |
| 専従者控除額の合計額 ?    | 入力する      |      |  |
| 平均課税対象金額 ?      | 入力する      |      |  |
| 変動・臨時所得金額 ?     |           |      |  |
| 本年分で差し引く繰越損失額 ? | 入力する      |      | 前年から繰り越された「上場株式等の譲渡損失」又は「先物取引に係る損失」がある方は、「収入金額・所得金額の入力」画面の「株式等の譲渡所得等」又は「先物取引に係る雑所得等」の入力画面から入力してください。 |

< 戻る 入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

ここまでの入力内容を保存する

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

# 年金収入の方の確定申告書作成例

## 7 計算結果確認

### 7.1 「計算結果確認」画面

入力した内容に基づいて計算された税額等の確認を行います。

確認が終了したら、「次へ>」ボタンをクリックし、12ページの「8.1 『財産債務調書、住民税等入力』画面」へ進みます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和5年分 所得税及び雑税特別所得税の確定申告書作成コーナー

マイナンバーカード

計算結果確認

送付される金額は、41,154 円です。

この家で入力された内容から申告書を作成し、計算結果を確認しています。ご確認ください。  
 ・ 送付される金額は、既に標準計算されている場合であっても入力する必要がある場合があります。  
 ・ 本人の情報は、収入金額・所得金額を修正する。ボタンをクリックして入力してください。  
 ・ 赤い項目は、標準下の「収入」ボタンをクリックしてください。

| 収入金額等                       |           | 税金の計上 (税額控除等)   |           |
|-----------------------------|-----------|---|-----------|
| 事業                          | 区分1 (ア)   | 課税される所得金額 (30)  | 2,665,000 |
|                             | 区分2 (イ)   | 上の(30)に相当する雑損 (31)  | 169,000   |
| 不動産                         | 区分1 (ウ)   | 配当控除 (32)   |           |
|                             | 区分2 (ク)   | 雑損控除等控除 (33)  |           |
| 配当                          | 区分 (エ)    | (特定増価等) 特定増価等 (34)  |           |
| 給与                          | 区分 (オ)    | 教育等奨励金等特別控除 (35)~(37)                                     | 42,200    |
| 雑                           | 区分 (カ)    | 住宅ローン控除特別控除等 (38)~(40)                                    |           |
|                             | 区分 (キ)    | 居住用所得控除 (31)-(32)+(33)-(34)-(35)-(36)-(37)-(38)-(39)-(40) | 126,800   |
|                             | 区分 (ク)    | 災害補償 (42)   |           |
| 総合課税                        | 区分 (ク)    | 再発注所得控除 (43)  | 126,800   |
|                             | 区分 (ク)    | 再発注所得控除 (43)  | 126,800   |
| 一時                          | 区分 (ク)    | 臨時所得控除 (44)   | 2,662     |
| 合計                          |           | 所得税及び雑税特別所得税の額 (45)                                       | 129,462   |
| 事業                          | 区分 (1)    | 外国税額控除等 (46)~(47)   |           |
| 事業                          | 区分 (2)    | 源泉徴収控除 (48)   | 170,616   |
| 不動産                         | 区分 (3)    | 申告納税 (49)~(49)~(47)~(48)                                  | 41,154    |
| 給与                          | 区分 (6)    | 非課税所得 (50)  |           |
| 雑                           | 区分 (7)    | 第3種分の雑損 (51)  |           |
|                             | 区分 (8)    | 課税される税金 (52)  | 41,154    |
| その他                         | 区分 (9)    | その他 (53)  |           |
| 総合課税 - 一時 (7)から(9)までの計 (10) |           | 総合課税等以外の合計所得金額 (55)                                       | 940,000   |
| 総合課税 - 一時 (7)から(9)までの計 (10) |           | 配当等の合計所得金額 (56)   |           |
| 合計 (12)                     | 3,365,000 | 源泉徴収控除の合計 (57)  |           |
|                             |           | 青色申告特別控除 (58)   |           |
|                             |           | 雑所得 - 一時所得等の源泉徴収控除の合計 (59)                                | 170,616   |
|                             |           | 未納付の源泉徴収控除 (60)   |           |
|                             |           | 本年分で差し引く経費戻金 (61)   |           |
|                             |           | 平均課税対象金額 (62)   |           |
|                             |           | 賞金・臨時所得金額 (63)  |           |
|                             |           | 税額控除-その他の項目を修正する  |           |
|                             |           | 雑損の戻出   |           |
|                             |           | 申告額までに納付する金額 (64)   |           |
|                             |           | 延滞戻出額 (65)  |           |

収入金額・所得金額を修正する

| 所得から差し引かれる金額 (所得控除)   |           |
|-----------------------|-----------|
| 社会保険料控除 (13)          | 0         |
| 小規模企業共済等掛金控除 (14)     |           |
| 生命保険料控除 (15)          | 120,000   |
| 地震保険料控除 (16)          |           |
| 雑損、ひとり親控除 (17)~(18)   |           |
| 勤労学生、障害者控除 (19)~(20)  |           |
| 配偶者 (扶養) 控除 (21)~(22) |           |
| 扶養控除 (23)             |           |
| 基礎控除 (24)             | 480,000   |
| (13)から(24)までの計 (25)   | 600,000   |
| 雑損控除 (26)             |           |
| 医療費控除 (27)            | 100,000   |
| 寄附金控除 (28)            | 0         |
| 合計 (29)               | 700,000   |
|                       | 所得控除を修正する |

| 分離課税の収入金額・所得金額 |         |      |                 |
|----------------|---------|------|-----------------|
| 所得の種類          | 収入金額    | 所得金額 | 雑損控除に課税される所得の金額 |
| 短期譲渡           | 一部 (31) | (66) |                 |
|                | 全部 (32) | (67) |                 |
| 土地譲渡等の譲渡所得     | 一部 (33) | (68) |                 |
|                | 特定 (34) | (69) |                 |
|                | 雑 (35)  | (70) |                 |
| 一般株式等の譲渡所得等    | (36)    | (71) |                 |
| 上場株式等の譲渡所得等    | (37)    | (72) | (93)            |
| 上場株式等に係る配当所得等  | (38)    | (73) |                 |
| 先物取引に係る雑所得等    | (39)    | (74) | (94)            |
| 雑所得            | (40)    | (75) |                 |
|                |         |      | 収入金額・所得金額を修正する  |

ここまでの入力結果を確認する

※ 作成申告する場合は、上記「ここまでの入力結果を確認する」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護 | 利用規約 | 標準画面 | Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

# 年金収入の方の確定申告書作成例

## 8 住所・氏名等の入力

### 8.1 「財産債務調書、住民税等入力」画面

財産債務調書、住民税等に関する事項について、入力を行います。

該当する全ての項目について、入力が終了したら「入力終了（次へ）」ボタンをクリックし、「8.2 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

The screenshot shows the National Tax Agency's online tax filing interface. At the top, it says '国税庁 NATIONAL TAX AGENCY' and '令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー'. A progress bar at the top indicates the current step: '申告書等の作成' (Preparation of tax returns), which is highlighted in blue. Other steps include '入力方法選択', '申告書の作成をはじめの準備', '収入金額・所得金額入力', '所得控除入力', '税額控除・その他の項目の入力', '計算結果確認', '住民税等入力', and '住所・氏名等入力'. Below the progress bar, there is a section titled 'マイナンバーカード' and '財産債務調書、住民税等入力'. The main content area contains two numbered sections: '1 財産債務調書について' and '2 住民税・事業税について'. Section 1 includes a checkbox for '12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している'. Section 2 includes a list of items related to '住民税・事業税に関する事項'. At the bottom, there are buttons for '< 入力画面に戻る' and '入力終了(次へ)>', and a note about saving progress. The footer contains 'お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境' and 'Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.'

### 8.2 「住所・氏名等入力」画面

住所・氏名等について、入力を行います。

該当する全ての項目について、入力が終了したら「次へ進む」ボタンをクリックし、14ページの「8.3 『マイナンバーの入力』画面」へ進みます。

(⇒次ページへ続く)

# 年金収入の方の確定申告書作成例

確定申告書作成コーナー

住所・氏名等入力

あなたの課税金額は **41,154円** です。

受取方法の選択

銀行・信用金庫等の預金口座への振込みを希望する場合

金融機関名簿

本支店名

口座番号

公金受取口座の登録

通知方法の選択

住所・氏名等の入力

納税地情報

申告書を送信する宛先情報

氏名等

氏名(カナ)

氏名(漢字)

電話番号

世帯主の氏名

世帯主からみた住所

職業

番号・番号

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する


前に戻る 次へ進む

お問い合わせ 個人情報を活用する 利用規約 利用履歴

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

## 8.3 「マイナンバーの入力」画面

表示されている方のマイナンバーを入力し、入力が終了したら「次へ進む」ボタンをクリックします。



国税庁  
令和5年分 所得税

マイナンバーカード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

### マイナンバーの入力

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

マイナンバーがお分かりにならない場合は、「次へ進む」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

|   | 氏名    | 続柄  | 生年月日        | マイナンバー（半角数字12桁） | 入力値を表示する                 |
|---|-------|-----|-------------|-----------------|--------------------------|
| 1 | 国税 太郎 | 本人  | 昭和54年10月13日 | .... ..         | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 国税 花子 | 配偶者 | 昭和56年11月10日 | .... ..         | <input type="checkbox"/> |

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前に戻る

次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

選択した提出方法によって、次に表示される画面が異なります。

「マイナンバーカードをお持ちの方」又は「マイナンバーカードをお持ちでない方でID・パスワード方式」を選択された場合は、15 ページの「9.1 『送信前の申告内容確認』画面」へ、「印刷して提出」を選択された場合は、27 ページの「10.2.1 『申告書等印刷』画面」へ進みます。



## 9 送信（e-Tax（マイナンバーカードをお持ちの方又は ID・パスワード方式）で提出する場合）

### 9.1 「送信前の申告内容確認」画面

電子申告等データの送信前に、入力した内容に基づいて作成した申告書等のイメージを確認することができます。

※ 送信後にも送信した申告書等のイメージを確認することができます。

国税庁  
令和5年分 所得税
マイナンバーカード
確定申告書作成コーナー
ご利用ガイド
よくある質問

送信前の申告内容確認

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > 終了

**!** 申告書等はまだ送信されていません。  
次の画面以降で送信をしてください。  
(注意)  
再送信を行うと還付金の支払いが通常より遅くなる場合があるため、必ず内容を確認の上、送信してください。

確認する帳票の選択

確認する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

| チェック                                | 項目名             |
|-------------------------------------|-----------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 申告書等送信票(兼送付書)   |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 申告書第一表【申告内容確認票】 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 申告書第二表【申告内容確認票】 |

確認の手順

手順1 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックし、PDFファイルを保存してください。

手順2 保存したPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示し、内容に誤りがないか確認してください。

[帳票の確認で分からないことがある方はこちら](#)

①

帳票表示・印刷

申告内容の確認・訂正

帳票を確認した結果、申告内容の確認・訂正が必要な方は以下のボタンをクリックしてください。

※

申告内容の確認・訂正

**i** 作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

前に戻る ④
次へ進む

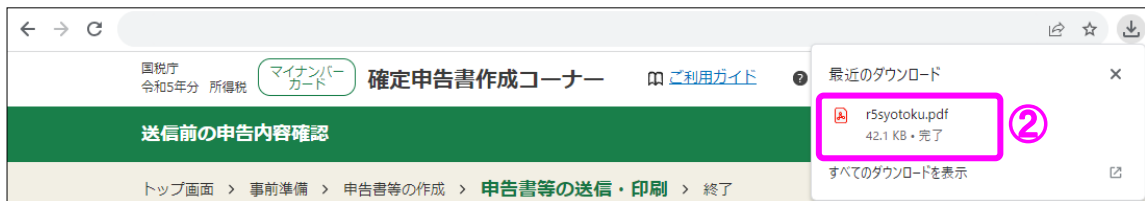
お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 検索環境
Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

※ ①と④の説明は、次ページにあります。

(⇒次ページへ続く)

## 年金収入の方の確定申告書作成例

- ① 「帳票表示・印刷」 ボタンをクリックします。(画面は前ページにあります。)
- ② 画面右上のアドレスバー横に「ダウンロード」アイコンが表示されますので、アイコンをクリックし、PDF ファイルを選択して表示させます。

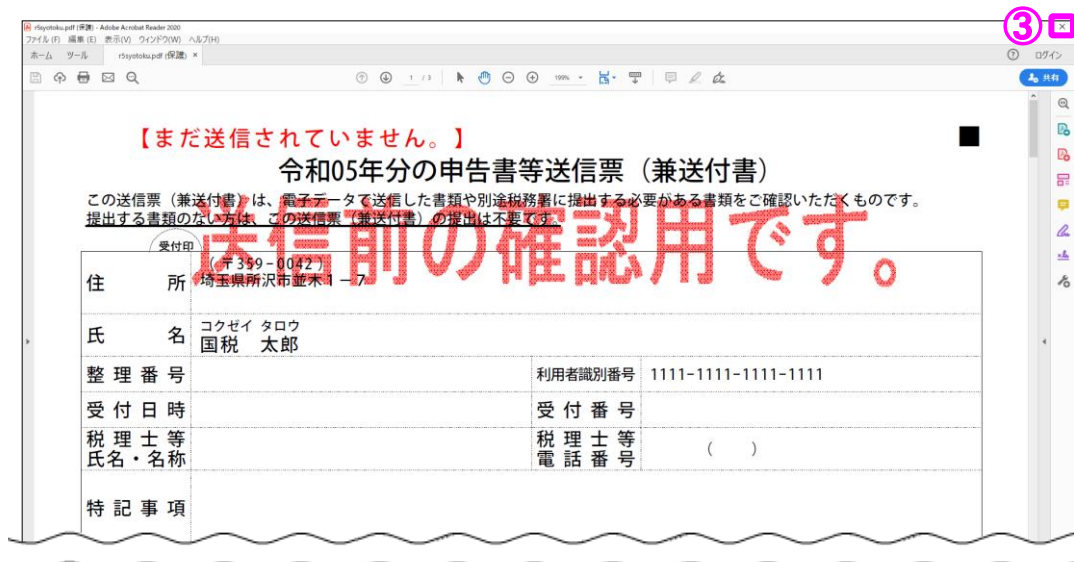


※ 帳票を表示・印刷する際は、必ず「Adobe Acrobat Reader」を使用してください。  
これ以外で印刷した帳票は、機械で文字や数字が読み取れない場合があります。

※ 帳票を表示・印刷する際の手順は、ご利用のパソコン環境により異なる場合があります。

- ③ 表示された PDF ファイルの内容を確認後、右側のウィンドウ上部の  (閉じるボタン) をクリックしてウィンドウを閉じます。

※ 申告内容の訂正等を行う場合は、「申告内容の確認・訂正」ボタンをクリックします。



- ④ 画面右下の「次へ進む」ボタンをクリックします。(画面は前ページにあります。)  
マイナンバーカードをお持ちの方が e-Tax により提出する場合は、17 ページの「9.2.1 『送信準備』画面」へ進みます。ID・パスワード方式で e-Tax により提出する場合は、21 ページの「9.3.1 『送信準備』画面」へ進みます。

# 年金収入の方の確定申告書作成例

## 9.2 e-Tax での送信（マイナンバーカードをお持ちの方）

### 9.2.1 「送信準備」画面

表示されている各質問について、該当する項目がある場合は、「はい」を選択して「次へ進む」ボタンをクリックします。

国税庁 令和5年分 所得税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

**送信準備**

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > **申告書等の送信・印刷** > 終了

**!** e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前に[こちら](#)をご確認ください。  
利用可能時間外の場合、画面下の「入力データを一時保存する」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

令和6年3月15日（金）の24時を過ぎて送信した確定申告義務がある方の令和5年分の所得税確定申告データは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。

申告書に添付するデータ（xmlデータ）の送信  
入力された申告書のほか、税務代理権限証書等のデータを一緒に送信しますか？

はい  いいえ

税理士等に関する入力欄  
税理士等に関する入力がありますか？

はい  いいえ

登記情報に関する入力欄  
登記情報に関する入力がありますか？

はい  いいえ

特記事項  
特記事項に関する入力がありますか？

はい  いいえ

市販の会計ソフト等を利用する場合  
送信を中断し、市販の会計ソフト等を利用しますか？

はい  いいえ

マイナンバーカード認証方法の変更  
認証方法を変更する場合は、以下のいずれかを選択してください。 **必須**

QRコード  
 ICカードリーダーライター

**i** 作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

## 9.2.2 「確定申告書データの送信」画面

「送信する」ボタンをクリックします。



## 9.2.3 「確定申告書データの送信（送信確認）」画面

「送信を実行する」ボタンをクリックして、確定申告書データを送信します。



## 年金収入の方の確定申告書作成例

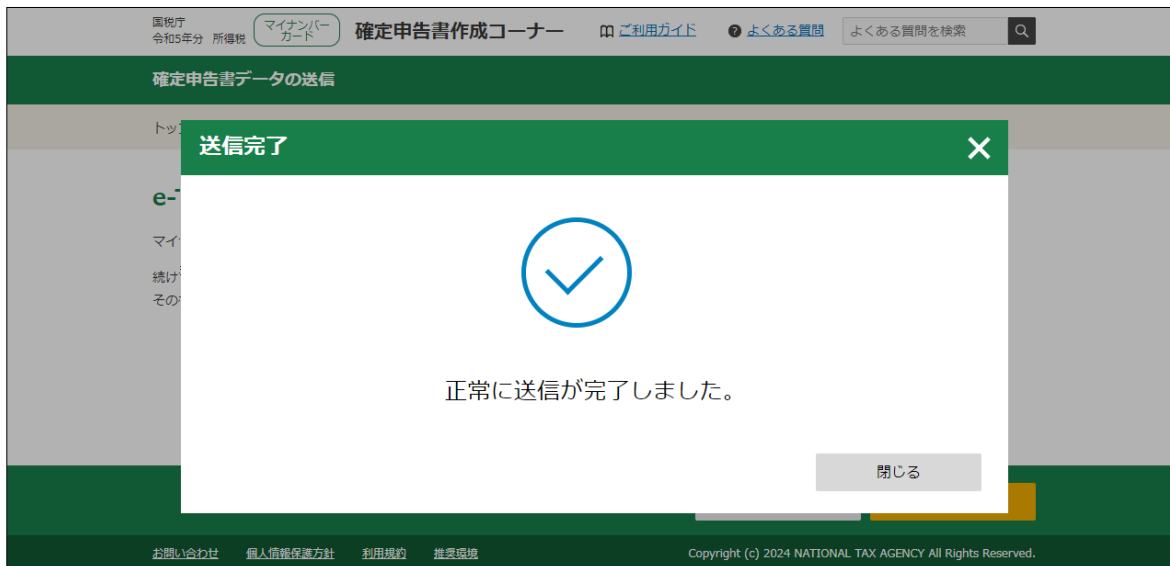
### 9.2.4 「確定申告書データの送信（処理中）」画面

送信中の画面が表示されます。



### 9.2.5 「確定申告書データの送信（送信完了）」画面

送信完了の画面が表示されます。「閉じる」ボタンをクリックします。



## 9.2.6 「送信結果の確認」画面

「送信結果」欄に「確定申告書データが正常に送信されました。」と記載があることを確認し、画面右下の「送信票等印刷へ進む」ボタンをクリックして、24 ページの「10.1.1 『送信票兼送付書等印刷』画面」へ進みます。

国税庁  
令和5年分 所得税
マイナンバー  
カード
確定申告書作成コーナー
ご利用ガイド
よくある質問

送信結果の確認

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > **申告書等の送信・印刷** > 終了

送信結果の内容

---

**正常に送信が完了しました。**

|                 |   |
|-----------------|---|
| 送信結果            | 以下の内容で令和5年分の確定申告書データが正常に送信されました。<br>なお、以下の情報は次の画面以降で印刷する帳票でも確認できます。   |
| 提出先             | 所収税務署   |
| 利用者識別番号         | 111111111111111111  |
| 氏名又は名称          | 国税 太郎   |
| 受付番号            | ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■  |
| 受付日時            | ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■  |
| 年分              | 令和05年分  |
| 種目              | 所得税及び復興特別所得税  |
| 所得金額            | 1000000   |
| 第3期分の税額 納める税金   | 6100  |
| 第3期分の税額 還付される税金 |   |
| 備考              | HUBH433I:ダイレクト納付、ATMやインターネットバンキング等による電子納税、スマホアプリ納付、クレジットカード納付、コンビニ納付（QRコード）を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。 |
| 「所得金額」欄について     | ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■  |

送信票等印刷へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境
Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

## 9.3 e-Tax での送信 (ID・パスワード方式)

### 9.3.1 「送信準備」画面

表示されている各質問について該当する項目がある場合は、「はい」を選択して「次へ進む」ボタンをクリックします。

国税庁 令和5年分 所得税 ID・PW 確定申告書作成コーナー
ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

**送信準備**

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > **申告書等の送信・印刷** > 終了

**!** e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前に[こちら](#)をご確認ください。  
 利用可能時間外の場合、画面下の「入力データを一時保存する」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

令和6年3月15日(金)の24時を過ぎて受信した[確定申告義務がある方](#)の令和5年分の所得税確定申告データは、**確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。**

利用者識別番号の確認

国税 太郎 様の利用者識別番号を確認してください。

利用者識別番号

**1111-1111-1111-1111**

**!** 利用者識別番号をご確認ください。  
 ご家族等の番号を誤って使用されるケースが見受けられます。申告等を行う方本人の利用者識別番号が入力されているかをもう一度ご確認ください。  
 利用者識別番号に誤りがあった場合は、[こちら](#)をご確認ください。

申告書に添付するデータ (xmlデータ) の送信

入力された申告書のほか、税務代理権限証書等のデータを一緒に送信しますか?

はい  いいえ

税理士等に関する入力欄

税理士等に関する入力がありますか?

はい  いいえ

登記情報に関する入力欄

登記情報に関する入力がありますか?

はい  いいえ

特記事項

特記事項に関する入力がありますか?

はい  いいえ

市販の会計ソフト等を利用する場合

**!** 市販の会計ソフト等を利用する場合、マイナンバーカード及びICカードリーダーが必要になります。  
 (ID・パスワード方式による送信はできません。)

送信を中断し、市販の会計ソフト等を利用しますか?

はい  いいえ

**i** 作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

前に戻る
次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境
Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

## 9.3.2 「確定申告書等データの送信」画面

ID・パスワード方式の届出完了通知に記載されている暗証番号を入力し、「送信する」ボタンをクリックします。

国税庁  
令和5年分 所得税
ID・PW 確定申告書作成コーナー
ご利用ガイド

確定申告書データの送信

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > **申告書等の送信・印刷** > [終了](#)

令和5年分の確定申告書データを送信します。

[ID・パスワード方式の届出完了通知](#)に記載されている利用者識別番号の暗証番号を入力し、「送信する」ボタンをクリックしてください。  
暗証番号を変更した場合は、変更後の暗証番号を入力してください。

利用者識別番号  
**1111-1111-1111-1111**

暗証番号 [半角英数字8文字以上50文字以内]

暗証番号の入力値を表示する

送信準備へ戻る
送信する

お問い合わせ   個人情報保護方針   利用規約   推奨環境

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

本人用
本人用

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知
ID・PW

見本

ID・パスワード方式の届出を受け付けました。  
 受付番号：12345678901234567890  
 提出年月日：令和4年2月16日  
 提出先：〇〇税務署

確定申告書作成コーナーにおいて、以下の利用者識別番号及び暗証番号を使用することで、マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）をお持ちでない方についても、e-Taxによる申告等を行うことができます。

|                       |           |      |      |      |
|-----------------------|-----------|------|------|------|
| 利用者識別番号<br>(半角数字・10桁) | 1111      | 1111 | 1111 | 1111 |
| 暗証番号<br>(半角英数字)       | a12345678 |      |      |      |

審査の結果、税務署から連絡がある場合があります。  
 e-Taxによる申告等を一定の期間行わない場合は、再度、ID・パスワード方式の届出が必要となります。  
 送信した内容について誤りがある場合は、提出先の税務署にお問い合わせください。  
 (お問い合わせの際は、利用者識別番号をご用ください。)

この書類は大切な書類ですので、適切に保管してください。



## 9.3.3 「送信結果（即時通知）の確認」画面

送信完了後、送信結果が表示されますので、「受付結果を確認する」ボタンをクリックします。



## 9.3.4 「受付結果（受信通知）の確認」画面

「受付結果」欄に「確定申告書データを正常に受け付けました。」と記載があることを確認し、画面右下の「送信票等印刷へ進む」ボタンをクリックして、24 ページの「10.1.1 『送信票兼送付書等印刷』画面」へ進みます。



## 10 印刷・終了

10.1 e-Tax（マイナンバーカードをお持ちの方又は ID・パスワード方式）で提出する場合

### 10.1.1 「送信票兼送付書等印刷」画面

送信した内容を確認するため、「帳票表示・印刷」ボタンをクリックの上、内容を確認します。（表示・印刷方法は、15 ページの「9.1 『送信前の申告内容確認』画面」をご参照ください。）

確認後、「次へ進む」ボタンをクリックし、25 ページの「10.1.2 『申告書を送信した後の作業について』画面」へ進みます。

国税庁  
令和5年分 所得税

マイナンバーカード  
確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

### 送信票兼送付書等印刷

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**!** 税務署に提出が必要な書類がある場合がありますので、下の「帳票表示・印刷」ボタンから必ずご確認ください。

印刷に当たっての留意事項

- 送信票兼送付書等はAdobe Acrobat Readerで表示・印刷しますので、インストールしていない方は、「[推奨環境](#)」のバージョンを確認し、ダウンロードしてください。
  - ダウンロードはこちら
- 送信票兼送付書等は、A4サイズの「[普通紙](#)」を使用して、**白黒又はカラーで片面印刷**してください。
- プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して送信票兼送付書等の印刷をすることができます。
  - プリントサービスの詳細はこちら

印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

| チェック                                | 項目名             |
|-------------------------------------|-----------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 申告書等送信票(兼送付書)   |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 申告書第一表【申告内容確認票】 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 申告書第二表【申告内容確認票】 |

帳票表示・印刷

手順1 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックし、PDFファイルを保存してください。

手順2 保存したPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示し、印刷してください。

帳票の印刷や保存で分からないことがある方はこちら

**帳票表示・印刷**

申告内容の訂正方法についてはこちら

前に戻る **次へ進む**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



「申告書等送信票(兼送付書)」には、提出書類等のご案内などが記載されています。税務署へ提出する書類等が無い場合は、申告書等送信票（兼送付書）の提出は不要です。

税務署に提出する書類等がある場合は、申告書等送信票（兼送付書）とともに提出してください。

### 10.1.2 「申告書を送信した後の作業について」画面

申告書を送信した後の作業について表示されますので、内容を確認します。

- ① 「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、今回作成したデータを保存することができ、本年分の他の申告書等又は来年の申告書等の作成時に利用することができます。
- ② リンク先をクリックし、納税地・氏名等の記載方法を確認し、必要に応じて手書きで記入の上、税務署に提出してください。
- ③ 書類名をクリックすると、添付すべき書類の見本を確認することができます。
- ④ 確定申告書等作成コーナーについてのアンケートを実施しておりますので、是非ご協力ください。
- ⑤ 「終了する」ボタンをクリックすると、作成コーナーで入力したデータを全て削除し、確定申告書等作成コーナーのトップ画面へ戻ります。

※ 次ページに画面をご用意しております。

(⇒次ページへ続く)

# 年金収入の方の確定申告書作成例

国税庁  
令和5年分 所得税 マイナンバー  
確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

申告書を送信した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります**

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されました。  
適格請求書（インボイス）を発行するために、適格請求書発行事業者となった方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告をすることとなります。

なお、確定申告書作成コーナーで消費税の確定申告書の作成ができます。引き続き消費税の確定申告書を作成する方は、「入力データを保存する」をクリックし、所得税の確定申告書データの保存を行った後、ページ下部の「他の申告書等を作成する」から引き続き消費税の確定申告書等を作成してください。

**マイナンバーカードの有効期限にご確認ください**

令和2年（2020年）中にマイナンバーカードを取得された方については、令和6年（2024年）中に電子証明書の有効期限が切れる場合があります。

電子証明書の有効期限が切れると来年の確定申告でe-Taxをご利用できなくなります。

更新は有効期限の3ヶ月前から可能ですので、お住まいの市区町村の窓口で、お早めの更新をお願いいたします。

[有効期限の確認方法はこちら](#)

入力データの保存  入力データを保存しておく、来年の申告書等の作成に利用することができます。

**①**

[保存方法を動画で確認する方はこちら](#)

補完記入 **②** 以下のリンクを聞いて納税地・氏名等の記載方法を確認し、必要に応じて手書きで記入してください。

- [振替依頼書](#)

添付書類の提出準備 **③** 以下の添付書類を準備してください。  
書類名をクリックすると、見本を確認することができます。

- [減損失の金額の計算書](#)
- [振替依頼書](#)

アンケートのお願い **④** このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。  
アンケートの回答は任意です。

他の申告書等を作成する方へのご案内

住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができます。  
作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。

**⑤**

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

※ ①～⑤の説明は、前ページにあります。

## 10.2 印刷して書面提出する場合

### 10.2.1 「申告書等印刷」画面

印刷する内容を確認の上、印刷を行います。

印刷に当たっての留意事項

「確定申告」のバージョンを確認し、必ずAdobe Acrobat Readerで帳票を表示・印刷してください。  
これ以外で印刷した結果は、機械で文字や数字が読み取れない場合があります。

- 申告書等は、A4サイズの「**縦書き**」を使用して、**白黒又はカラーで片面印刷**してください。
- 提出用の申告書等については、3点マークが正しく印刷されているか確認してください。  
[印刷結果の確認方法はこちら](#)
- プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して申告書等の印刷をすることができます。  
[プリントサービスの詳細はこちら](#)

マイナンバーカードの写しなどの添付が必要になりますが、必要な書類の準備ができていますか。  
※その他の必要な提出書類は、「帳票表示・印刷」をクリックして「提出書類のご案内」をご確認ください。

準備しました

提出方法を書類からe-Taxに変更する方法

**e-Taxで送信すれば、書類の添付が不要<sup>※</sup>になるため、準備の手間が無くなります！**  
※一部の書類を除きます。

**e-Taxで送信するために必要なものは2つ ICカードリーダー不要！**

マイナンバーカード + マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

マイナンバーカードがあればe-Taxのメッセージボックスから、申告内容や税務署からのお知らせを確認できるよ。

**「自宅からのe-Tax」の主なメリット！**

添付書類 **不要<sup>※</sup>** 還付金 **早期還付** 3週間程度で還付！  
書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

印刷する帳票の選択

印刷する必要のない帳票については、項目のチェックを外してください。

| チェック                                | 項目名         |
|-------------------------------------|-------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 申告書第一表【提出用】 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 申告書第一表【地用】  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 添付書類封紙      |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 申告書第二表【提出用】 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 申告書第二表【地用】  |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 提出書類等のご案内   |

帳票表示・印刷

手順1 Adobe Acrobat Readerをインストールしてください。

手順2 下の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。

手順3 ダウンロードフォルダに保存されますので、保存場所を確認してください。

手順4 保存したPDFファイルを右クリックして、「プログラムから開く」を選択してAdobe Acrobat Readerで表示・印刷してください。

[帳票の印刷や保存で分からないことがある方はこちら](#)

① **帳票表示・印刷**

申告内容の確認・訂正

帳票を確認した結果、申告内容の確認・訂正が必要な方は以下のボタンをクリックしてください。

✖ **申告内容の確認・訂正**

前へ戻る ⑥ **次へ進む**

※ ①と⑥の説明は、次ページにあります。

(⇒次ページへ続く)

## 年金収入の方の確定申告書作成例

- ① 「帳票表示・印刷」 ボタンをクリックします。(画面は前ページにあります。)
- ② 画面右上のアドレスバー横に「ダウンロード」アイコンが表示されますので、アイコンをクリックし、PDF ファイルを選択して表示させます。



- ※ 帳票を表示・印刷する際は、必ず「Adobe Acrobat Reader」を使用してください。これ以外で印刷した帳票は、機械で文字や数字が読み取れない場合があります。
  - ※ 帳票を表示・印刷する際の手順は、ご利用のパソコン環境により異なる場合があります。
- ③ 表示された PDF ファイルの内容を確認後、印刷ボタンをクリックして印刷します。
  - ※ 申告内容の訂正等を行う場合は、「申告内容の確認・訂正」ボタンをクリックします。
  - ④ 印刷終了後、「ファイル」をクリックし、「名前を付けて保存」をクリックすると、申告書のイメージ (PDF) を保存することができます。
  - ⑤ ウィンドウ右上の  (閉じるボタン) をクリックし、ウィンドウを閉じます。
  - ⑥ 「次へ進む」ボタンをクリックし、29 ページの「10.2.2 『申告書を印刷した後の作業について』画面」へ進みます。(画面は前ページにあります。)

|               |                 |                  |                |                        |               |
|---------------|-----------------|------------------|----------------|------------------------|---------------|
| 納税地           | 3 5 9 - 0 0 4 2 | 個人番号<br>(マイナンバー) | 生年月日           | 3 5 4 1 0 1 3          | 第一表<br>(令和五)  |
| 現在の住所又は居所事業所等 | 埼玉県所沢市並木1-7     |                  | フリガナ           | コクセ イ タロウ              |               |
| 令和6年1月1日の住所   | 同上              | 職業               | 屋号・番号<br>国税 太郎 | 世帯主の氏名<br>国税 太郎        | 世帯主との続柄<br>本人 |
| 種類            |                 | 特異の表示            | 整理番号           | 電話番号<br>1111-1111-1111 |               |



「提出書類等のご案内」には、添付書類や提出期限などが記載されています。

また、「住所・氏名等入力」画面で申告書等を提出する税務署名を入力した場合は、提出書類等のご案内の右下に提出先税務署の所在地等を印刷していますので、申告書等を送付される場合は、点線部分で切り離し、封筒に貼るなどしてご利用いただけます。

## 10.2.2 「申告書を印刷した後の作業について」画面

申告書を印刷した後の作業について表示されますので、内容を確認します。

- ① 「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、今回作成したデータを保存することができ、本年分の他の申告書等又は来年の申告書等の作成時に利用することができます。
- ② 書類名をクリックすると、添付すべき書類の見本を確認することができます。
- ③ 確定申告書等作成コーナーについてのアンケートを実施しておりますので、是非ご協力ください。
- ④ 「終了する」ボタンをクリックすると、作成コーナーで入力したデータを全て削除し、確定申告書等作成コーナーのトップ画面へ戻ります。

国税庁  
令和5年分 所得税

書類提出 確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

### 申告書を印刷した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

**適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります**

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されました。  
適格請求書（インボイス）を発行するために、適格請求書発行事業者となった方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告をすることとなります。  
なお、確定申告書作成コーナーで消費税の確定申告書の作成ができます。引き続き消費税の確定申告書を作成する方は、「入力データを保存する」をクリックし、所得税の確定申告書データの保存を行った後、ページ下部の「他の申告書等を作成する」から引き続き消費税の確定申告書等を作成してください。

**① 来年の申告・納税はe-Taxで！**  
e-Taxのご利用には、マイナンバーカードをご用意ください。  
マイナンバーカード読取対応のスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールすることで、**ICカードリーダーは不要**となります。  
→ [スマートフォンを使った操作の概要はこちら](#)

|          |   |
|----------|---|
| <b>①</b> | <p>入力データの保存</p> <p>入力データを保存しておくことで、来年の申告書等の作成に利用することができます。</p> <p style="text-align: center;"><b>入力データを保存する</b></p> <p><input type="checkbox"/> 保存方法を動画で確認する方はこちら</p>   |
| <b>②</b> | <p>補完記入</p> <p>以下のリンクを聞いて納税地・氏名等の記載方法を確認し、必要に応じて手書きで記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="#">申告書第一表</a></li> <li>• <a href="#">申告書第二表</a></li> </ul>  |
| <b>③</b> | <p>添付書類の提出準備</p> <p>以下の添付書類を準備してください。<br/>書類名をクリックすると、見本を確認することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="#">本人確認書類</a></li> <li>• <a href="#">確定申告書の計算書</a></li> <li>• <a href="#">一般の生命保険料の支払額などの証明書（旧生命保険料に係る1契約9千円以下のものを除く。）</a></li> </ul> |
| <b>④</b> | <p>アンケートのお問い合わせ</p> <p>このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。<br/>アンケートの回答は任意です。</p> <p style="text-align: center;"><b>アンケートに回答する</b></p>   |
|          | <p>他の申告書等を作成する方へのご案内</p> <p>住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができます。<br/>作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。</p> <p style="text-align: center;"><b>他の申告書等を作成する</b></p>   |

前に戻る **④** **終了する**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 意見募集

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.